

八戸市道路位置指定技術基準

(平成14年 5月10日 告示第155号)

(改正 令和 4年 1月25日 告示第24号)

目 次

第1章	総則	-----	P1
第1	目的		
第2章	道路位置指定計画の基本事項	-----	P1
第2	対象面積		
第3	宅地区画の設計		
第3章	道路	-----	P1 ~ P6
第4	道路の幅員		
第5	接続道路		
第6	道路の構造		
第7	隅切り		
第8	転回広場		
第9	構造		
第10	路面排水		
第11	その他		

第1章 総則

第1 目的

この基準は、道路位置指定について、技術基準を定めることを目的とする。

第2章 道路位置指定計画の基本事項

第2 対象面積

道路位置指定対象区域（八戸市道路位置指定指導要綱（令和4年1月25日告示第23号）第2条第2号に規定する道路位置指定対象区域をいう。以下同じ。）が1,000平方メートル未満のもの。

第3 宅地区画の設計

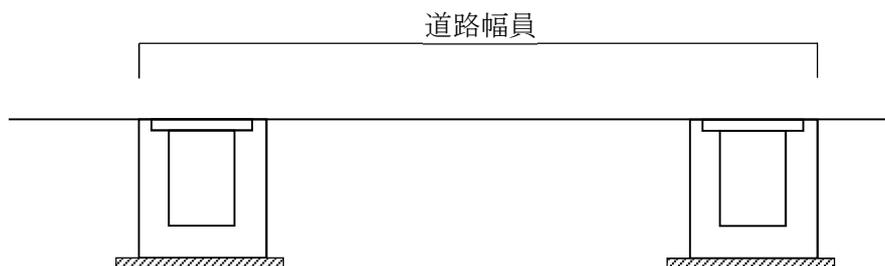
宅地区画の設計計画については、次の事項を考慮するものとする。

- (1) 区画の形状は、ほぼ正方形に近いものとする。
- (2) 区画は道路に2m以上接し、かつ、接する道路の中心高より高くすること。
- (3) 宅地と宅地又は宅地と道路との高低差は、2m以下とすること。ただし、地形の状況により市長がやむを得ないと認めた場合は、3m以下（高さが2mを超える擁壁は、工作物の確認申請が必要。）とすることができる。
- (4) 宅地と宅地又は宅地と道路との高低差が1mを超える場合は、原則として全て構造物とし、構造物より上部の土羽処理はしないこと。

第3章 道路

第4 道路の幅員

- (1) 幅員は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4に定める基準によらなければならない。
- (2) 幅員の取り方は、有効幅員とする。



第5 接続道路

- (1) 既存の道路が、昭和46年以降に築造された道路（位置指定道路等）で、幅員6m未満の場合は、その既存の道路も含めて、その総延長が35mを超える場合、既存道路を含めて6m以上の道路幅員としなければならない。ただし、建築基準法施行令第144条の4の規定による転回広場を確保できる場合は、幅員6m未満とすることができる。
- (2) 既存の道路が、幅員4m未満の道路（みなし道路）で、道路位置指定対象区域内に道

路後退線が生じる場合は、後退した部分には地先境界ブロック等を布設し、後退用地についても舗装整備すること。

- (3) 取付け箇所は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に掲げる道路の部分（交差点、横断歩道、駐停車禁止部分、バス停等）以外の部分とし、必要に応じて道路管理者と事前に協議のうえ決定すること。

第6 道路の構造

(1) 横断勾配

道路には、片勾配を付ける場合を除き、次表に掲げる横断勾配を付けるものとする。

区 分	勾 配
車 道	1. 5%～2. 0%

(2) 縦断勾配

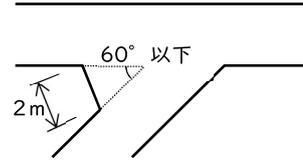
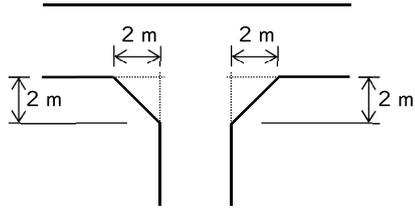
道路の縦断勾配は、次表による。ただし、交通安全上支障がない場合に限る。

縦断勾配	制限長さ
8%を超え9%まで	150m
9%を超え10%まで	100m
10%を超え12%まで	50m

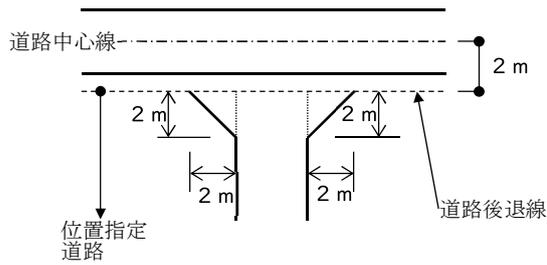
第7 隅切り

- (1) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）には、建築基準法施行令第144条の4に定める基準以上の隅切りを設けたものであること。
- (2) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所で内角が60度以下となる角地に設ける隅切りは、角地の隅角を挟む辺を2等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものとする。
- (3) 歩車道分離の場合は、歩道部分の寸法を含めた値以上とする。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項道路の場合は、道路後退線からの値以上とする。
- (5) 交差角はやむを得ない場合でも45度以上とすること。

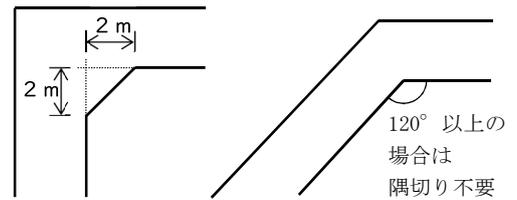
(例) 隅切りの例



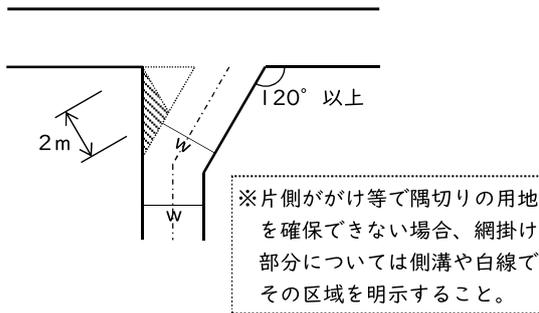
(例) 道路後退がある場合



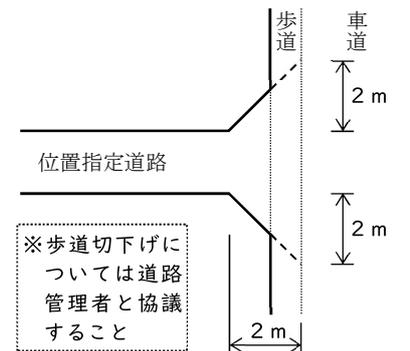
(例) 屈曲する場合



(例) 片側ががけ等の場合



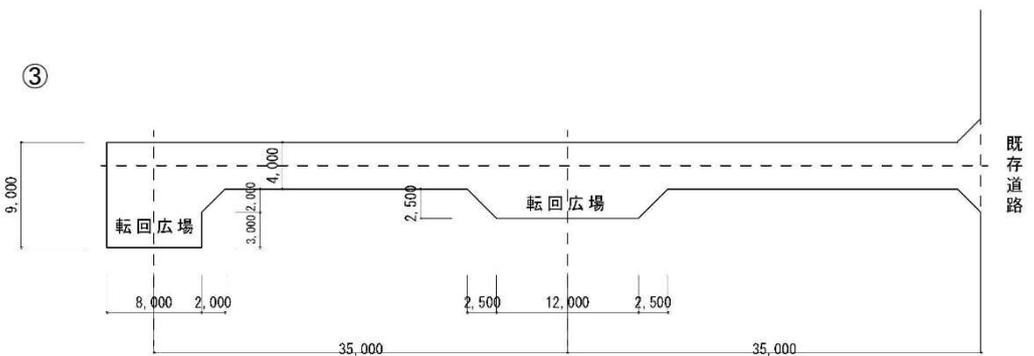
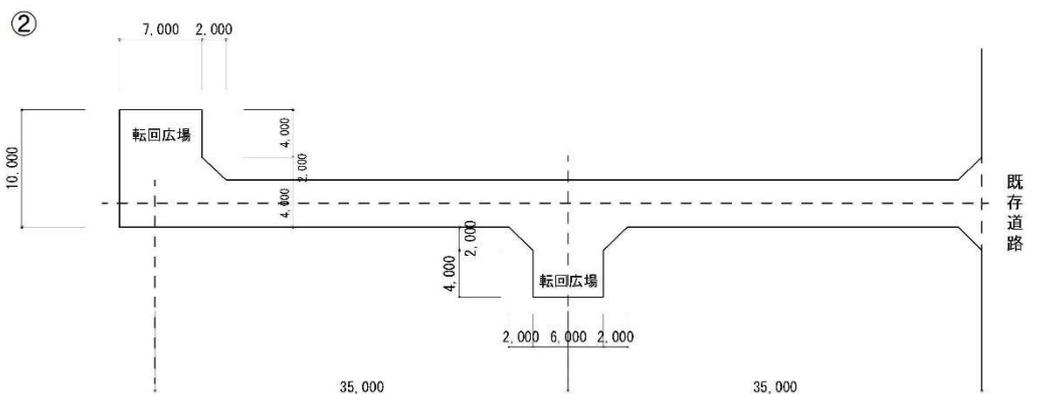
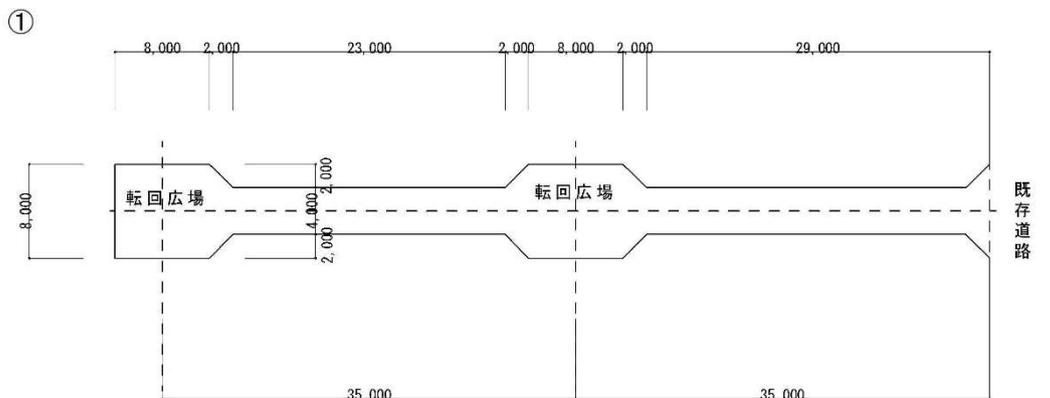
(例) 歩道を有する場合

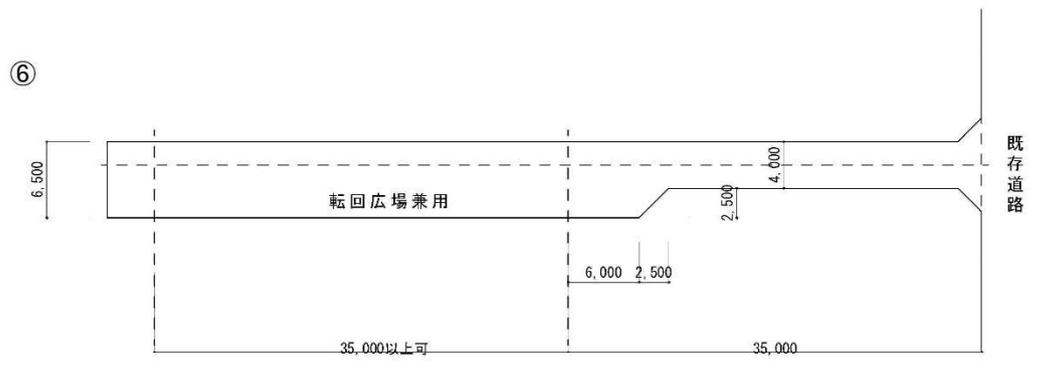
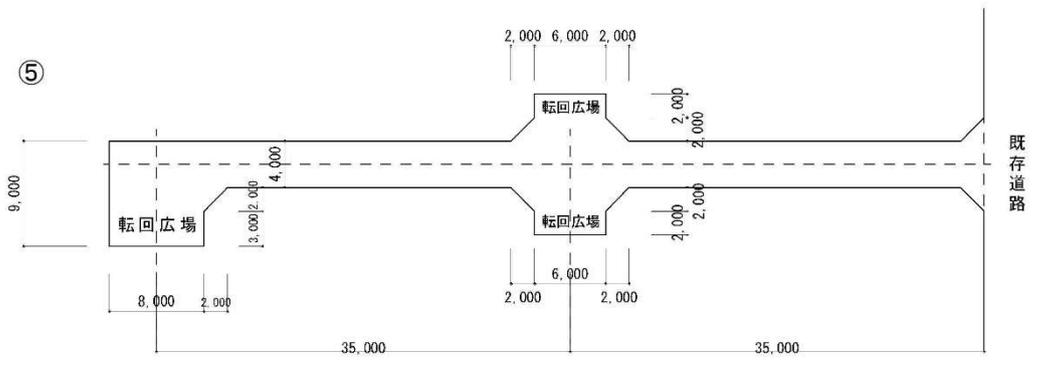
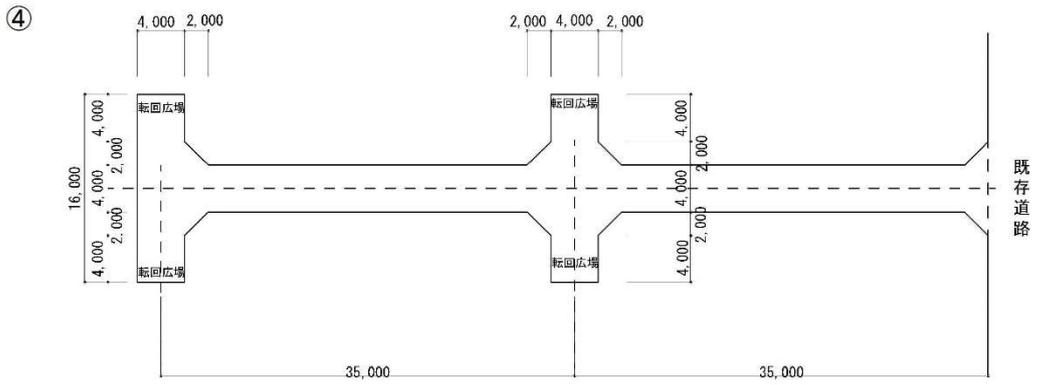


第8 転回広場

転回広場は、自動車転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）に適合するものとし、次の各号に掲げるものを標準とする。

(単位 mm)





第9 構造

- (1) 位置指定道路の路面はアスファルト舗装（縦断勾配が6%以上となる区間については、別途協議するものとする）とし、舗装断面構成は次表のとおりとする。ただし、道路位置指定対象区域の合計が500㎡以下の場合は、砂利舗装とすることができる。なお、接続道路が、アスファルト舗装となっている場合は、7mまでアスファルト舗装としなければならない。

舗装断面構成	舗装厚	砂利舗装
表層 (密粒度 AS20F)	5cm以上	—
上層路盤 (切込み碎石 φ20mm 以下)	10cm以上	10cm以上
下層路盤 (切込み碎石 φ40mm 以下)	30cm以上	30cm以上

- (2) 側溝は、勾配可変側溝 250 型以上（蓋有）とする。ただし、深さが1m以上となる場合は、別途協議するものとする。

第10 路面排水

- (1) 位置指定道路内の路面排水は、河川その他公共の用に供している排水施設に放流するものとする。
- (2) 道路の勾配が6%を超える場合は、現道への雨水等の影響を防止するため、路面の水止めとして、勾配可変側溝250型以上（グレーチング蓋付）を設けなければならない。

第11 その他

- (1) 電力柱及び電話柱は、道路幅員以外の用地を確保して建柱すること。
- (2) 道路の接続部分については、その道路管理者と事前に協議すること。
- (3) 道路内の排水については、水利権者及び管理者と事前に協議すること。
- (4) 道路の終端部については、必要に応じて危険防止のため車止め（ガードレール、視線誘導標識等）を設けること。
- (5) 道路境界には変化点ごとに、境界杭又は境界プレートを設けること。

附 則

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。